

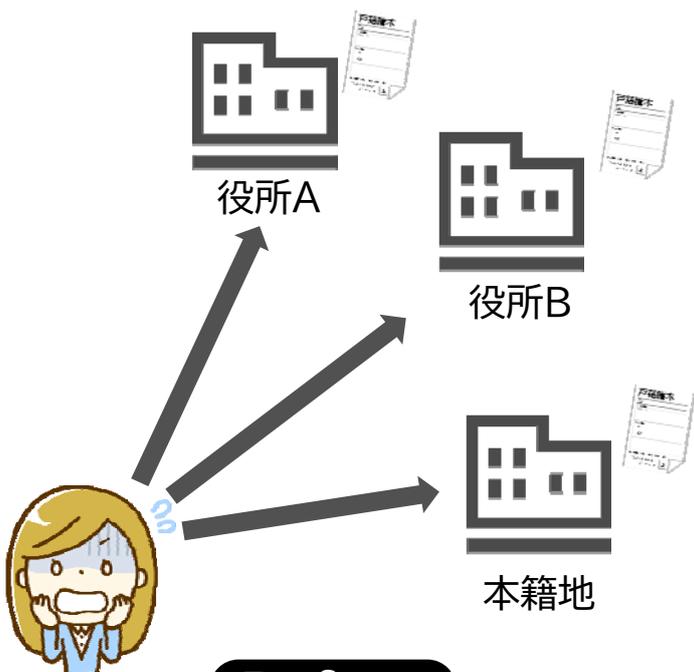
<戸籍謄本等の広域交付>

令和6年3月1日より



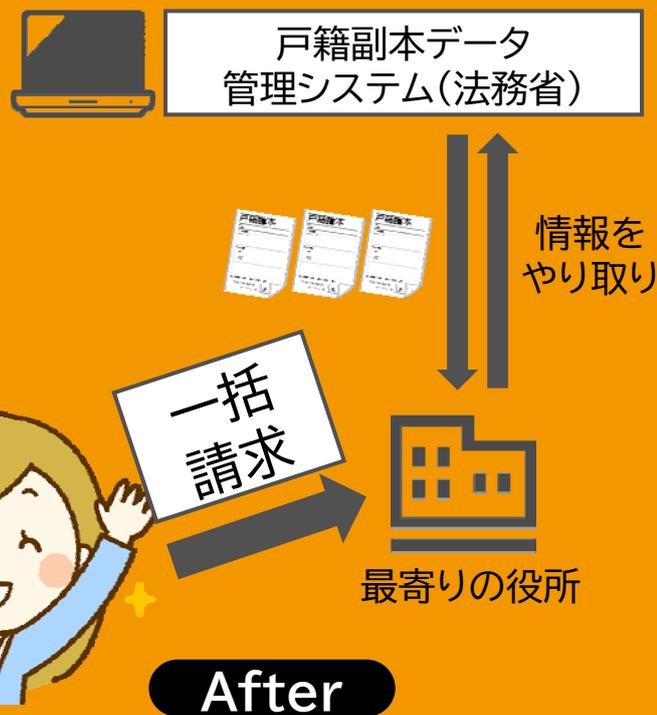
本籍地でなくても
戸籍証明書を
お近くの役場で
取得できるようになりました!

広域交付のしくみ



Before

それぞれの本籍地で取り寄せ



After

最寄りの窓口で取り寄せ

詳細は裏面をご覧ください



改正のポイント

point

01

どこでも戸籍を取得できます

本籍地が遠方にある場合でも、
最寄りの市区町村の窓口で請求できます。



point

02

まとめて戸籍を取得できます

欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、
1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。



よくあるQ&A

Q

改正の理由は？

これまで、戸籍証明書は全て本籍地だけでしか発行できませんでしたが、令和6年4月1日に相続登記が義務化されるため、戸籍の取得が簡単にできるよう整備されることになりました。



Q

窓口以外でも申請できますか？

戸籍証明書を請求したい方が、市区町村の窓口で直接足を運ぶ必要があります。
※オンライン申請や郵送による申請はできません。



Q

窓口へ行くときの持ち物はなんですか？

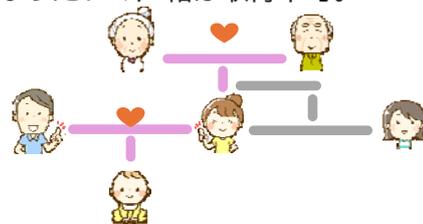
戸籍証明書を請求したい方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード)が必要です。



Q

誰の戸籍を申請できますか？

本人以外にも、両親・配偶者・子・孫など、「直系」であれば取得が可能です。
※きょうだいの戸籍は取得不可。



相続手続きに関するご不明な点はお気軽にご相談ください！

お問い合わせ



0120-913-317

あいわ総合司法書士事務所

札幌市北区北32条西4丁目1-7 コウメイビル2階
司法書士 椎名尚文
司法書士 高井和馬
司法書士 粒来祐介